# 2012年度
# 革製品品質表示実態調査
# 報告書

平成25年3月6日

社団法人　日本皮革産業連合会

I　エクゼクティブサマリー .......... 2
II　調査概要 .......... 3
１．　調査の目的 .......... 3
２．　調査の内容 .......... 3
３．　調査の方法 .......... 3
III　調査結果 .......... 6
１．　イギリス .......... 6
２．　アメリカ .......... 15
３．　カナダ .......... 18
４．　ドイツ .......... 21
５．　イタリア .......... 27
６．　フランス .......... 33
７．　中国 .......... 41

# I　エクゼクティブサマリー

今回の調査対象国（イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、アメリカ、カナダ、中国）における皮革製品の品質表示について、最も体系的かつ具体的に整備されている国は、フランスである。フランスではすべての皮革製品を対象とした品質表示規定として「皮革製品及び類似製品への消費法典の適用に関する政令」が存在する。フランス以外の欧州諸国については、民間団体による表示を除き、革製品全般に適用できる規定等は見受けられず、履物（靴製品）や室内装飾家具など、製品毎の規定が一般的なものとなっている。一方、米国では、全般的な革及び類似商品の表示に関する FTC（連邦取引委員会）のガイドラインが存在しているものの、あくまでもガイドラインという位置づけとなっており法的拘束力はない。また、革に関する具体的な表示などには触れられていない。

EU（欧州連合）では、履物の表示に関しての規定が定められており（DIRECTIVE 94/11/EC）、これに準拠する形で加盟国は国内法が整備されている。フランスにおいても、履物の表示に関しては、「皮革製品及び類似製品への消費法典の適用に関する政令」は適用されず、別の規定が存在している。衣料品（繊維）については、繊維部分以外の素材として皮革が利用される場合についての規定等は特に存在しない。欧州やカナダでは、繊維製品の表示にかかる規定の中に、革の部分の言及は必須ではない旨の言及等がなされている。室内装飾家具（椅子やソファー）、自動車用品の革の表示については、国際的な組織である国際タンナーズ協会による実施規定（code of practice）が批准されている。なお、この実施規定は、国際タンナーズ協会による革の定義や欧州の履物の表示規定に即して策定されたものであり、これらの規定と整合性が取れたものとなっている。なお、履物以外の革製品の表示については、ヨーロッパの皮革団体である COTANCE が中心となって欧州委員会に規定化を働きかけており、2012 年から欧州委員会での検討が本格化している[1]。

革の定義については、国際タンナーズ協会が古くから用語集を作成してきた。この定義が欧州では広く普及しており、国によっては国家規格に組み込まれているケースもある。

民間団体の表示については、基準を満たしたものにピクトグラム（マーク）を提供するパターンと、単に文字を表示することを許可し、ピクトグラム（マーク）は自由につけることができるパターンがある。前者のパターンとして革製品であることを証明するものとして、国際的なものではイギリスの BLC が運用する LeatherSure などがある。同様に中国では、本物の革製品であることを証明するラベルを業界団体である中国皮革協会が付与している。なお、後者のパターンとしては、ドイツの本革表示である「Echt(es) Leder」やイタリアの「Vero Cuoio」がある。両者とも参考となるマークは存在するが、そのマークの使用は強制されていない。

[1] COTANCE による 2013 年 2 月 22 日発表記事による

# II　調査概要

## １．調査の目的

海外における皮革製品の品質表示に関する法律、制度について調査を行い、我が国において、今後、制度整備が必要となった際の一助とする。

## ２．調査の内容

イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、アメリカ、カナダ、中国の家庭用品品質表示に関する法律、制度について詳細を調べる。

・皮革製品の品質表示に関する法律、制度の存在有無
・所管機関、制度運用機関
・皮革製品の品質表示に関する法律、制度の目的、存在に至る経緯
・法律、制度のポイント（品質表示記載方法、内容）
・法的拘束状況（強制力、罰則など）
・任意の決めごと
・その他（見直しの動きなど、留意すべき事項）　等

## ３．調査の方法

国内外の文献調査による。具体的には以下のような文献を中心に参照した。

### (1) 国内文献

- 消費者庁「家庭用品の品質表示に関する調査」報告書（平成 22 年 3 月）
- 消費者庁「家庭用品の品質表示に関する検討会」報告書（平成 24 年 3 月）

### (2) 国外文献

<国際組織>

- “Code of practice on the appropriate designation of leather used in upholstery and automotive applications” International Council of Tannners (2009)

＜EU＞

- “DIRECTIVE 94/11/EC”
  http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:1994L0011:20070101:en:PDF
- “ Compliance with EU buyer requirements for leather clothing” Ministry of Foreign Affairs of the Netherlands(2011)
- Euro Leather　http://www.euroleather.com/

＜英国＞

- “Guide to service” BLC Leather Technology Centre
- “juournal” BLC Leather Technology Centre(March/April 2008)
- “Leather Description and Definitions” BLC Leather Technology Centre
- “Gudance on the textile Products(Labeling and Fibre Composition) Regurations 2012” Department for Business Innovation & Skills (2012)
- BLC Leather Technology Centre　“all-about-leather.co.uk "
  http://www.all-about-leather.co.uk/
- Footwear labeling requirements
  www.southwark.gov.uk/tradingstandards

＜ドイツ＞

- Bedarfsgegenständeverordnung（日用品規則）
  http://www.gesetze-im-internet.de/bedggstv/index.html
- DIN EN 16483:2012-10　Leder - Kennzeichnung der Lederausstattung in textilen Erzeugnissen（革：繊維製品表示における皮革部品の表示プロトコル）
- RAL Vereinbarungen　（RAL 合意規則）
  http://www.ral-ggmbh.de/ral-vereinbarungen.htm

＜フランス＞

- 2010 年 1 月 8 日付け政令
  http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000021645894&dateTexte=&categorieLien=id
- 2010 年 1 月 8 日付け政令の解説
  http://www.fashion-cuir.com/blog/2011/03/23/nouvelle-legislation-sur-letiquetage-du-cuir-2/
- 皮革製品及び類似製品の取引に係る 1986 年 2 月 18 日付け政令
  http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=LEGITEXT000005653083&dateTexte=20080416
- 1996 年 5 月 30 日付け政令
  http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=LEGITEXT000005621077&dateTexte=20121223

＜イタリア＞

- 1996 年 4 月 11 日付産業・商業・手工業省令

http://www.sicurezzaprodotti.unioncamere.it/upload/file/norme/D_M_%2011%20aprile%201996.pdf

- 主たる製造国表示の義務化
  http://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:legge:2010-04-08;55!vig=
- 皮革の定義・表示に関する新規定
  http://www.edizionieuropee.it/data/html/199/zn22_05_111.htm
- "Vera pelle" と "Vero cuoio"表示に関する解説
  http://www.verapelle.info

＜米国＞

- “FEDERAL TRADE COMMISSION 16 CFR Part 24 Guides for Select Leather and Imitation Leather Products” Federal Trade Commission(1996)

＜カナダ＞

- “Federal Labelling Requirements for Uphlstered Furniture Enforcement Guidelines” Competition Bureau Industry Canada (1996)

＜中国＞

- 製品表示記載規定（1997） 国家質量技術監督局
  http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/xxgkztfl/zcfg/201210/t20121017_265779.htm
- 皮革製品の包装、表示、輸送と保管の国家基準（1995）
- 本革表示ラベルについて（中国皮革協会）
  http://www.chinaleather.org/zpbz/show.php?itemid=3
- 本革表示規定 （中国皮革協会）
  http://www.chinaleather.org/zpbz/show.php?itemid=38

# III 調査結果

## 1．イギリス

### (1) 家庭用品に関する品質表示制度・規定

①. 家庭用品全般についての表示制度・規定の有無

イギリスには、家庭用品全般についての品質表示を包括する法律・規定はない。情報提供に関しては、「不実表示法」による規定が存在しているが、具体的な表示について規定しているものではなく、不実表示がなされているとみなされた場合に契約の取り消し又は損害賠償を行うことができることが規定されている。消費者に限定したものではなく、買い手と売り手の関係で規定がされている。

イギリスは、ＥＵ加盟国であり、ＥＵで定められた規制には準拠すべく個別の法律の改定が行われている。また、イギリスでは、一般的に国家機関以外の業界団体等による自主的な規制が機能しているところに特徴がある 。

②. 個別製品の表示制度（皮革製品以外）

i) 繊維製品

繊維製品については、EU の規制 DIRECTIVE 2008/121/EC に対応したイギリス国内の規制として、「Textile Products (Indications of Fibre Content) (Amendment) (No 2) Regulations 2009 SI 2009/1034」が存在していた。2011 年 10 月に繊維製品表示に関する EU の規制「EU Regulation (EU 1007/2011)」が成立すると、2012 年に、「The Textile Products (Labelling and Fibre Composition) Regulations 2012」が制定された。従来の規制との主な変更点は以下のとおりである。

・ 繊維製品における動物由来の非繊維部分に関する表示を明確化することが求められるようになった
・ 履物における繊維部分はこの規制の対象外になり、The Footwear (Indication of Composition) Labelling Regulations 1995の中に含まれることとなった

ii) 家電製品

家電製品については、家電製品のエネルギー情報の表示に関する EU の規制 DIRECTIVE 2010/30/EU に対応したイギリス国内の規制として「The Energy Information Regulations 2011」がある。

### (2) 皮革製品に関する表示制度

①. 品質表示制度・規定の有無

皮革製品全般に関する品質表示の規定は存在しない。しかしながら、靴の主要素材の成分表示を指令した EU の規制である「DIRECTIVE 94/11/EC」に対応し

た規制として「The Footwear (Indication of Composition) Labelling Regulations 1995」が存在する。

なお、革（Leather）製品或いはその派生製品であると表示するにあたっての定義については法律で定められているものはない。ただし、British Standard（英国規格）により定められているものがある（BS2780）。英国規格（British Standards、略称 BS）は英国規格協会（British Standards Institution、略称 BSI）によって制定されたイギリスの規格である。本規格は、International Council of Tanners (ICT：国際タンナーズ協会)が定めたものをベースとして 1956 年に規格化し、改定を重ねたものである。

また、英国の民間団体（形式は株式会社）である BLC（British Leather Confederation）Leather Technology Centre による皮革製品の品質表示として、皮革製品の品質を示す複数トレードマークを制定している。このトレードマークを取得するには、BLC の会員となり、BLC Leather Technology Centre でのテストを受けていることが必要である。なお、BLC は英国に限定した会員組織ではなく、会員として世界の製品事業者が参画している。

英国に限定した組織ではないが、英国に本拠を置くタンナーの国際的組織である国際タンナーズ協会では、各国のタンナー協会とともに 2009 年に「Code of Practice」（室内装飾品と自動車用に使用される革についての実施規定）を制定している。

②. 制度・規定の内容

i) 革の定義

BS2780 によると、革の定義として以下のようなものを定義している。

＜革（Leather）＞

「オリジナルの繊維質を維持した皮で、腐敗しないように鞣されているもの。毛などは、除去されたりされなかったりする。鞣される前か後に、複数の層に分割されて皮から作られたものも含む。」

注１）表面加工されたものであれば、0.15mm 以下の層でなければならない

注２）鞣された皮が機械的にかつ/又は科学的に繊維的なパーツ、細かい部分や、粉に分割された場合、接合剤の有無にもかかわらず、皮とはみなされない。

＜塗装革（Coated Leather）＞

製品の表面塗装が革基板の厚さの 3 分の 1 を超過しないが、0.15mm を超えているもの。

注:表面が光っている場合、「パテント革」の用語も利用可能

＜ラミネート革＞
２つ以上の層から構成される革であり、それに加えてプラスチックのフィルムや他の素材の層で構成される。
注）革や塗装革の定義から除外される商品について適用される。構成物は、厚みが構成される割合に応じて識別されなければならない。

ii) 履物表示規制 1995(「The Footwear (Indication of Composition) Labelling Regulations 1995」)

本規制の対象となる範囲は、消費者への販売のために提供される履物(footwear)となっている。ただし、中古品やおもちゃの靴、その他 EU の規定 Directive 89/686/EEC、 Directive 76/769/EEC の対象となる履物は除外される。
表示の規制としては以下のとおりである。

- 上部のものの表面積の少なくとも 80%、裏とソックスの表面積の少なくとも 80%、および外部の底部のボリュームの少なくとも 80%を構成する素材に関して情報を提供すること
- 表面積の 80%に満たない場合は、その履物に使われている上位２つの素材の情報を提供すること
- 上部に関して構成比を算出する際にはバックルや装飾品等の付属品は考慮しないものとする
- メーカーやメーカーの代理商は、上記に記した提供すべき情報について、指定する絵文字又は表記方法で示すこともできる
- 指定する絵文字又は表記方法とは以下のとおりである（図表 1）
  - 識別される履物の部分（パート）に関する、絵文字あるいは書面の表示
  - 履物で使用される材料に関する、絵文字あるいは書面の表示
  - 材料に関する絵文字は、適切な履物の部分の絵文字のそばのラベルに表示する
  - 任意の絵文字はそこに含まれていた情報を簡単に理解することができるのに十分な大きさであること
  - すべての表示は、英語であること
- ラベルは履物の各ペア中の少なくとも 1 個に添付され、印刷、エンボス加工、あるいは付属のラベルの使用等により添付すること
- 目に見えて、安全に付けられ、アクセス可能であること
- 責任者は、履物に付けられたどんなラベルも、履物の構成に関して消費者を誤解させないだろうということを保証すること

図表 1

識別されるパートの表示　　　使用される材料の表示

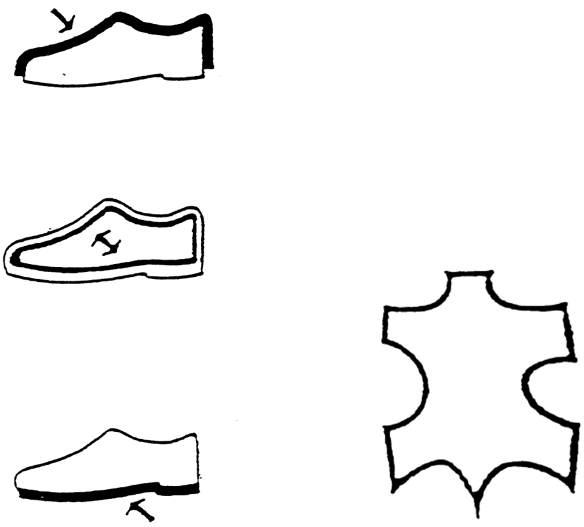

出所）BLC

iii) 民間の制度（BLC）

BLC が制定するラベルで最も有名なものが、LeatherSure である。LeatherSure は、その製品が BS2780 に準拠し正式な革製品であることを証明するラベルである。もっとも知名度のあるラベルとされており、BLC によると 6 割以上の消費者が認知しているという。

図表 2

なお、LeatherSure が認定されるケース、されないケースとして、図表 3 のようなものがある。これは、表面加工されたものであれば、0.15mm 以下の層でなければならないとする BS2780 の規格に即しているかどうかを示したものであり、上段の例では LeatherSure が認定されるが、下段の例ではコーティング部分が 0.15mm 以上あり、認定がなされないことを示している。

図表 3

出所）BLC

BLC では、BS278 の定義に準拠している革製品であることを示す LeatherSure 以外に以下のような特定の品質を示すラベルも策定している。このようなラベル策定の背景としては、消費者の小売業やメーカーに対する品質保証の要求が厳しくなってきていること、要求の内容やレベルが多様化していることなどがある。なお、ラベルは異なる内容の品質を示すものであり、複数の組み合わせでの表示も可能となっている。

- Quality Sure
  特定の製品用としての皮の耐久性などの品質を示すラベル。製品毎に基準やテスト方法が異なる。
- Consumer Sure
  アゾ染料、ホルムアルデヒド、ペンタクロロフェノールおよび六価クロムなど、環境や人に対する有害な物質が含まれていないかを示すラベル。一般的な皮革製品と自動車用の皮製品とで仕様が異なる。

・ Metal Sure
赤ちゃんや子供の製品使用を想定した、六価クロムや金属に対するより厳密な基準での安全性を示すラベル。このラベルはクロムフリーであることを示すラベルとして利用することもできる。

・ Eco Sure
皮の調達から製造、販売にいたる過程まで環境に配慮しているかを示すラベル。Lether Working Group の監査に準拠した環境面での監査を行う。

**図表 4**

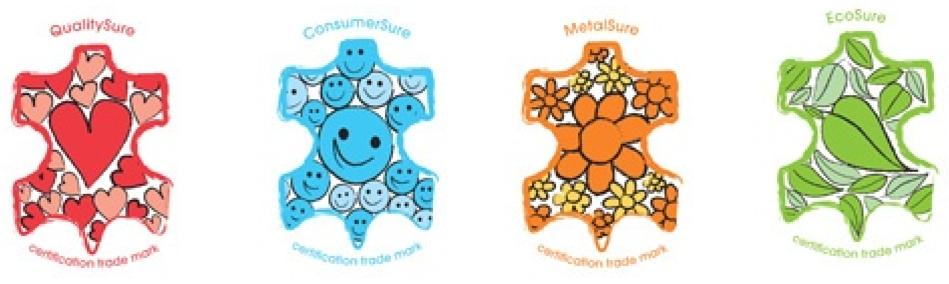


iv) 民間の制度（国際タンナーズ協会）

国際タンナーズ協会では、1930 年代から皮製品に関する用語の定義を行ってきた。これらの用語は前述の英国規格にも影響を与えるなど大きな役割を果たしてきた。2009 年には、室内装飾品と自動車用に使用される革についての実施規定（Code of Practice）を策定、批准した。

この規定の目的は、革の正しい呼称とラベリングについて、明確にし、適切であると思われる説明を正式なものにするため、権威のある公開されたガイドラインを与えるためである。

規定は、明確な革の定義について定評のある国際タンナーズ協会によって公開されている革の国際用語集、国内および国際的な標準、いくつかの国内法などに準拠したものとなっている。また、EU の靴指令によって確立された革製品の表示原則に従っている。

規定は主に、革の定義、革製品の定義、革製家具、自動車への適用で構成されている。革の定義は、国際タンナーズ協会での定義、すなわち BS2780 と同様の内容が示されている。

革製品について、「革」という単語を製品（あるいは、製品の大部分）が革によって作られており、基本的な特徴や外観や性能が革によって作られることで特徴づけられたもののみ、用いることができるとしている。具体的には、以下のような規定が設けられている。

- 合意された革の定義に従って表示されること
- 異なる構成物が異なる素材から構成される場合、それらは分けて表示されるべきである
- ある構成物が革でなかった場合、革である表示が革でない部分に適用されてはならない
- 表面あるいは重量の 80%以上が革で構成される場合には、革から作られた製品であると表示するのは適当とみなすのが通常である
- 表面あるいは重量が 80%以下であった場合でも、革の表示を参照するかもしれない。しかしながら、構成比の高い他の素材についても参照しなくてはならない

革の家具については、主に椅子やソファーに用いられるものを想定している。革は主に外装に用いられるため、フレームやクッションについては、無視される。通常椅子やソファーは「コンタクトエリア」と呼ばれる座席部分と「ノンコンタクトエリア」と呼ばれる人が接触しない部分とに分けることができる。コンタクトエリアとノンコンタクトエリア双方で革が使用されていた場合に限り「革」の家具であると表現することができる。仮にコンタクトエリアのみ革で作成されていた場合は、革の家具とはみなされず「革でないエリアを含んだ革の座席」などと表現する。「革」を記述子として用いる場合少なくとも 80%の表面は革で構成されると表示されなくてはならない。一方「全革（Full Leather)」を記述子として用いる場合は、100%の表面あるいは重量が革で構成されると表示されてなくてはならない。

図表 5

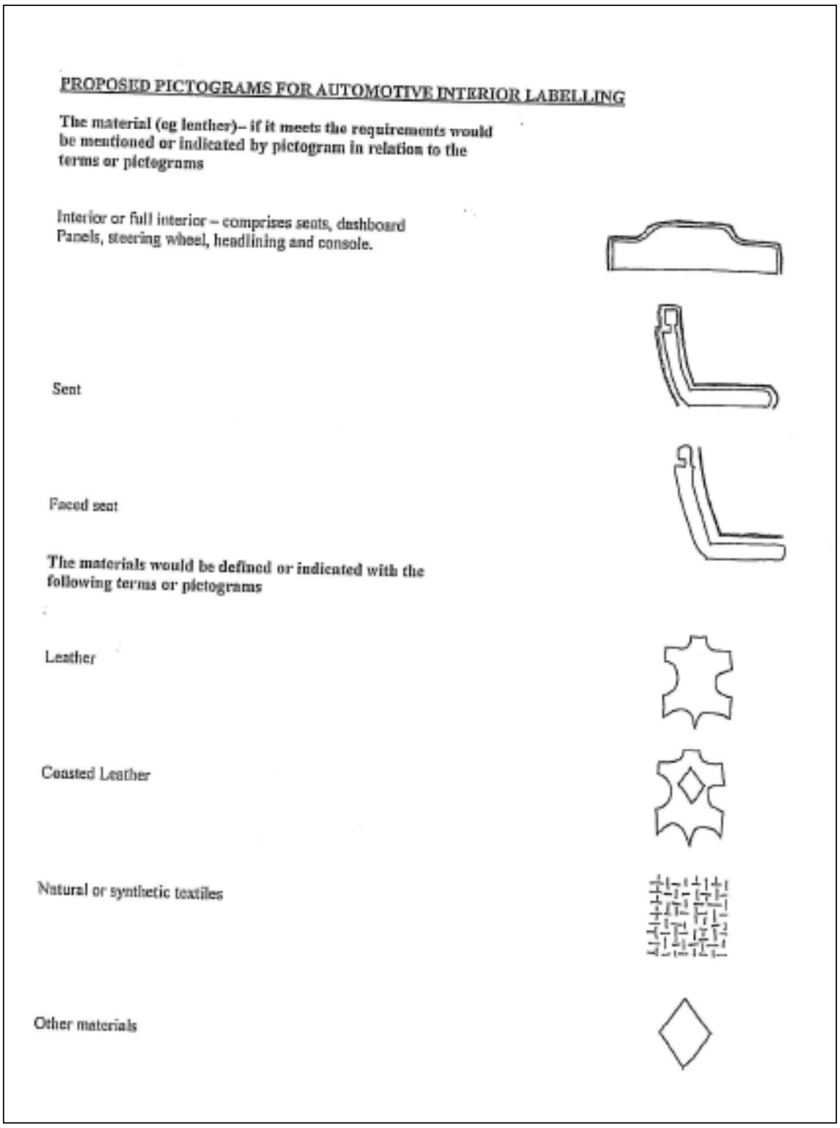


出所）国際タンナーズ協会

③. 運用の所轄機関

履物表示規制は、BIS（Department for Business Innovation & Skills: ビジネス・イノベーション・職業技能省）により所管されている。

④. 拘束状況（強制力、罰則など）

履物表示規制によると、規制に違反し商品が表示と異なる場合、商品を押収し刑事訴訟にかけることができるとされている。また、下級裁判所（Magistrates' Cour）の判決により最大5000ポンドの罰金、刑事裁判所（CrownCourt）の判決により、最大２万ポンドが科せられるとしている。（出所：Footwear labelling

requirements　www.southwark.gov.uk/tradingstandards、Guidance Note　The Footwear (Indication of Composition) Labelling Regulations 1995: SI 1995 No.2489）

## 2．アメリカ

### (1) 家庭用品に関する品質表示制度・規定

①. 家庭用品全般についての表示制度・規定の有無

米国における家庭用品の品質表示に関わる法令（家表法に相当する法令）としては、2009 年、米国の上院及び下院に、家庭用品表示法（Household Products Labeling Act）の法案が提出されたが、成立には至らなかった[2]。

表示関連の法令として、公正包装表示法 Fair Packaging and Labeling Act (15U.S.C. §§ 1451-1461)がある。公正包装表示法には、繊維製品は対象外となっており、繊維にかかる表示として繊維製品識別法 Textile Fiber Products IdentificationAct (15 U.S.C. § 70)、1939 年羊毛製品表示法、Wool Products Labeling Act of 1939 (15U.S.C. § 68)、連邦法毛皮製品表示法 Fur Products Labeling Act (15 U.S.C. §69)がある。家庭用品（食品、医薬品、化粧品を除く）の表示に関しては、連邦取引委員会（FTC：Federal Trade Commission）が管轄している。

②. 個別製品の表示制度（皮革製品以外）

i) 公正包装表示法 Fair Packaging and Labeling Act

あらゆる消費者用製品を対象としている。ただし、繊維製品や文房具、ペット用品などは対象外である。包装・容器に品名、正味料（重量、寸法、数量など)、製造業者・販売業者などの名称及び所在地などの表記が義務付けられた。

ii) 繊維製品

＜繊維製品識別法 Textile Fiber Products IdentificationAct＞

家庭繊維製品の用に供するあらゆる繊維（fiber)、あらゆる糸（yarn）または織物（fabric)、および一部または全部が糸または織物からなる家庭用繊維製品を対象としている。

重量比率情報、製造業者、輸入業者または販売業者および製品の原産国名などの表記が義務付けられた。

＜1939 年羊毛製品表示法、Wool Products Labeling Act of 1939＞

羊毛または再生羊毛を含む、または何らかの方法で含むと示したあらゆる製品または製品の一部を対象としている。

製品の全重量に占める各繊維名称および重要比率、製品の全重量の中で非繊維素材が占める最大重量比率、製造業者または輸入業者名、製品の原産国名の表記が義務付けられた。

＜連邦法毛皮製品表示法 Fur Products Labeling Act＞

---

[2] ただし、この法案では各種洗剤の原料表示限定されたものであり、日本のように家庭用品全体を対象とするものではなかった。そのため厳密な意味で家表法に対応するようなものではない可能性がある

動物の毛皮またはその一部であって、毛、羊毛または毛皮繊維を有するもの（皮革に加工されるものや、毛、羊毛または毛皮繊維を完全に除去したものは対象外）

(2) 皮革製品に関する表示制度

①. 品質表示制度・規定の有無

米国における皮革の品質表示に関しては、公正包装表示法以外に、連邦取引委員会（FTC：Federal Trade Commission）のガイドラインとして ”FEDERAL TRADE COMMISSION 16 CFR Part 24 Guides for Select Leather and Imitation Leather Products ”(レザーとイミテーションレザー商品を選択する際のガイド)がある。

②. 制度・規定の内容

i) ガイドラインの適用対象

あらゆる種類の革またはイミテーションレザーと類似品を対象としている。商品のあらゆる製造、販売、配送、マーケティング、広告を実施する際に適用される。

具体的な商品の例としては、トランク、スーツケース、トラベル鞄、サンプルケース、計器ケース、ブリーフケース、リングバインダー、財布、キーケース、コイン入れ、カードケース、化粧道具入れ、スタッドボックス、タイケース、宝石箱、トラベルキット、ガジェットバッグ、カメラバッグ、ハンドバッグ、ショルダーバッグ、ベルトなどがあげられている。

ii) ガイドラインの内容

- 種類、等級、原材料、厚さ、サイズ、製造方法などの情報を直接または含意によって間違って伝えることは、不法行為または詐欺である。
- イミテーションまたは類似の革の場合。もしも、商品の全てまたは一部分が本革のように見える非革材料で作られた場合、その材料が本革ではないことを示されなければならない
- エンボス加工または処理された革の場合。商品の全てまたは一部分がエンボス加工されたり、染めたり、原材料とは異なる革のように装った加工を施した場合、商品の基の革を表示しなければならない
- 偶然検査を行った時に原料に何を用いているのかわからない場合や、何を用いているのかわからないまま商品化していると、製品に関して誤解を招く可能性があるため、生地の裏付けにどのような原料を用いたか、あらゆる原料に関して明らかにしなければならない
- 直接または含意によって、その産業製品の全部または一部が動物の革から作られていると誤解される可能性があるため、商標を誤用（例・商標、造

語、登録商標、その他の単語や用語、あらゆる描写や模様など）して用いるべきではない。これは革を用いているように見えるが全部は用いていないまたは部分的にしか動物の革を用いていないような商品に関して、なめされた革か皮膚の形や動物の形をしたシルエットを用いたようなスタンプ、タグ、ラベル、カードその他模様などあらゆる慣習を含んでいる

- 直接または含意によって、その商品の全体が特別な構成によって作られているような誤解を用いるべきではない。商品が特別な部分を用いて作っているということを示すには、その表現があてはまる部分がどこなのかを明らかにすべきである。その商品が主に革で作られているが、部分的には革に見える非革を用いている場合には、非革を用いている部分を明確に表示しなければばならない
- 商品がグランドレザーなど再構成された革を原料に用いており、全てが動物の革ではない場合、革製品であるかのように示すべきではない。もしも商品の原料が本革であるように見える場合、下記のどちらかのように記述をする
  - 使用した原料を記載する
  - “グランドレザー ”など再構成された革が使われた場合、原料に用いた革と非革の割合をきちんと示す
- 用語の誤用を行わない
  - 商品あるいは原料が水の接触を防がないのに、産業製品の全ての部分に"waterproof（防水の）"という言葉を用いる
  - その製品はゴミが入らないように設計されているわけではないのに、産業製品に"dustproof（ゴミよけの）という言葉を用いる
  - 製品が曲がらないようなデザインで設計されていないのに、産業製品の全てに"warpproof（ゆがみよけの）"という言葉を用いる
  - 産業製品の外装が、引っ掻きに対して免疫がないのに、その製品に対して"scuffproof（磨滅防止の） "scratchproof（傷よけの）"などの言葉をあらゆる "scuff resistant（すり減らし抵抗）という言葉を用いる

③. 運用の所轄機関

本ガイドラインについての所轄は、連邦取引委員会（FTC：Federal Trade Commission）となっている。

④. 拘束状況（強制力、罰則など）

FTC のガイドラインには法的拘束力はないが、自主的な遵守が求められている。（" FTC Announces Streamlined Guidelines For The Marketing Of Leather, Imitation Leather Goods” October 3, 1996）

## 3．カナダ

### (1) 家庭用品に関する品質表示制度・規定

①. 家庭用品全般についての表示制度・規定の有無

カナダには、家庭用品全般についての品質表示を包括する法律・規定はない。ただし、Made in Canada と Product of Canada といった製造国表記に関してのガイドラインが存在する。

2009年12月、競争事務局は、「カナダ商品（Product of Canada）」と「カナダ製（Made in Canada）」を主張するために必要なガイドラインの施行を発表した（施行ガイドライン）。施行ガイドラインでは、競争行為、消費者パッケージやラベル、織物ラベルにおける、その国の製造であることを識別するための必要事項を記載している。

施行ガイドラインでは、「カナダ商品」「カナダ製」という主張をいつ決定するのかを述べ、競争事務局が言葉のコンビネーション、ビジュアルの要素、単なる表現が意味するものを変えてしまうかもしれないあらゆるレイアウトのような表現よって、もたらされる文字的意味と一般的な感情の両方を考慮している。

カナダ商品（Product of Canada）という主張は、商品の最後の組み立てがカナダで行われる　かつ　製造コストの全てまたはほぼ全て(少なくとも98%以上)が、カナダで行われている場合に適用される。

似た言葉の「カナダ製（Made in Canada)」という言葉は、商品の最後の組み立てがカナダで行われる　かつ　製造コストの少なくとも51%以上が、カナダで行われている　かつ　カナダ製という表現が適切な商品の状況説明を行っていることを伴う場合に適用される。

イラストの表現（たとえば、カナダの国旗やメープルリーフ）のような他の指標は、「カナダ製」であると解釈し、その主張が要求に見合っていなければ誤った解釈を招くかもしれない。さらに、「ショップカナディアン」や「カナダの誇り」といったような供述は、カナダオリジンであると見られるだろう。一般的に、より正確に成分や製造場所を記述し、供述の資格を得る方がより慎重である。たとえば、「パーツは輸入してカナダで製造した」または「パーツは国産・輸入があり、カナダで組み立てた」と記載した方が、「カナダ製」「カナダの商品」と書いた毛布より正確である。食品を販売する場合には、カナダ食品検査庁（the Canadian Food Inspection Agency (CFIA)）、オンタリオ農業省（Ontario Ministry of Agriculture and Rural Affairs (OMAFRA)）の安全基準や表示規制に適合する必要がある。

②. 個別製品の表示制度（皮革製品以外）

カナダにおける家庭用品の個別の品質表示に関わる法令は、Business Laws of Canada の中で言及されている。以下のカテゴリーに関する品質表示が法で定めら

れている。

i)　消費財（非食品）の表示　Consumer Products Labelling (Non-Food)

Ｔシャツ、オフィス用品、ペットフードのような日常使う消費財に関する表示に義務付けを表している。カナダ競争局が担当。織物表示法はこの消費財（非食品）の表示法の１つ

ii)　食品の表示と安全性 Food: Labelling and Safety

食品を販売する場合には、カナダ食品検査庁（the Canadian Food Inspection Agency (CFIA))、オンタリオ農業省（Ontario Ministry of Agriculture and Rural Affairs (OMAFRA)）の安全基準や表示規制に適合する必要がある。

(2) 皮革製品に関する表示制度

①. 品質表示制度・規定の有無

革製品の品質表示に関する規定などは存在しない。ただし、ガイドラインとして、連邦における室内装飾家具のラベリング要求（Federal Labelling Requirements for Upholstered Furniture）において、特定の皮革と織物を含む家具商品の表示（Labelling of Upholstered Furniture Consisting of Both Leather and Fabric）の項目が存在する。本要求によると、織物表示法（federal Textile Labelling Act）に基づいて表示することが求められている。なお、要求では革は織物に含まれず、織物表示法や規制による表示要求の対象外であるとされている。商品を革と織物によって製造した際には、織物の構成要素のみ規制に基づいて表示することが求められる。しかしながら、販売業者の中には革を使用していることを示したい場合には、以下のように表示することができる。

外部と側部、およびクッションが 100%のポリ塩化ビニールで覆われた 100%のポリエステル織物から構成される革張りの椅子の場合：

＜表示例１＞

- Leather With/ Cuir avec
- Exterior Back, Exterior Sides, Cushion Sides/
- Panneau arrière du dossier, Panneaux extérieurs des côtés,
- Côtés des coussins:
- Coating/Enduit:
- 100% Polyvinyl Chloride /Chlorure de polyvinyle
- Backing/Support:
- 100% Polyester/Polyester

または

＜表示例２＞

- Exterior Back, Exterior Sides, Cushion Sides/
- Panneau arrière du dossier, Panneaux extérieurs des côtés,
- Côtés des coussins:
- 80% Polyvinyl Chloride /Chlorure de polyvinyle
- 20% Polyester/Polyester

出所）Labelling of Upholstered Furniture Consisting of Both Leather and Fabric

## ４．ドイツ

### (1) 家庭用品に関する品質表示制度・規定

①. 家庭用品全般についての表示制度・規定の有無

ドイツには、日本の家庭用品品質表示法に該当する包括的な法規はない。

②. 個別製品の表示制度（皮革製品以外）

i) 繊維製品

EU の規制 DIRECTIVE 2008/121/EC に対応する国内規制として、製品安全法(Produktsicherheitsgesetz (ProdSG)) 第 6 条がこれに相当する。本法律は、連邦経済・技術省(Bundesministerium für Wirtschaft und Technologie)の管轄となっている。

ii) 家電製品

EU の規制 DIRECTIVE 2010/30/EU に対応する国内規制として、エネルギー消費表示法新規定法がこれに相当する。本法律は、連邦経済・技術省の管轄となっている。

### (2) 皮革製品に関する表示制度

①. 品質表示制度・規定の有無

i) 日用品規則（Bedarfsgegenständeverordnung）

EU の履物のラベリング規定（DIRECTIVE 94/11/EC）に対応した国内規定が日用品規則の中に存在する。また同規則の付帯事項に、「靴の原材料の定義」があり、「皮革（Leder）」 では、靴の製造に用いられる皮革について定義している。ここで「皮革」とは、「なめし処理が行われた獣皮・毛皮で元々の繊維構造を保持しているもののうち、表面コーティングや貼り合わせた表皮が 0.15mm を超えないものの総称」であり、「表面コーティングもしくは表皮が 0.15mm を超えるが、全体の 1/3 以下であるもの」は、「被覆革（Beschichtetes Leder）」と定義される。

ii) RAL ドイツ品質保証表示機関による合意規定

ドイツ国内において流通している皮革製品の品質表示に関しては、日用品規則（Bedarfsgegenständeverordnung）に基づき、ドイツ工業規格（DIN）が繊維製品の皮革部品についての表示プロトコルを定めているほか（DIN EN 15987）、RAL ドイツ品質保証表示機関（RAL Deutsches Institut für Gütesicherung und Kennzeichnung e.V.）が業界団体と共同で表示規則の合意を取り決めている（RAL 060 A2）。この合意規則は、流通において正しく明確な情報が伴われるようにし、それにより競争を促進することを目的としている。制定に際しては、ドイツ商工会議所連盟の総会を通じて関係各所の合意が得られており、商習慣と見なされることで、合意に対する違反は競争法への抵触と

見なされる可能性がある 。

iii) 危険物質検査済みマーク

皮革製品の安全性保証としては、PFI プリマーゼンス試験・研究機関（PFI: Prüf- und Forschungsinstitut Pirmasens e.V.）が、テュフ・ラインラント社（TÜV Rheinland Produkt und Umwelt GmbH）と協働して製品の安全性の検査を行い、危険物質検査済みマーク（Schandstoffgeprüft-Zeichen / SG-Zeichen）を発行している（図表 6）。なお、このマークの認定は、上記 RAL 合意規定との直接の関係はない。

図表 6

iv) エコラベル

皮革製品の製造過程における環境負荷削減への配慮としては、2011 年 10 月にドイツ皮革産業連盟が、皮革研究協会（Forschungsgemeinschaft Leder e.V.）と共同で、エネルギー効率（BEET: Best Energy Efficiency for Tanning）と二酸化炭素排出（CCF: Corporate Carbon Footprints）を検査する仕組みを設け、ECO2L ラベル（Energy Controlled Leather Label）を制定した.。

図表 7

②. 制度・規定の内容

i) 皮革製品にかかわる RAL による品質保証表示のための合意規則

皮革製品にかかわる RAL による品質保証表示のための合意規則として図表 8 のようなものが存在する。

図表 8

皮革製品に関する RAL 合意表示規則[3]

| | 内容 | 発行年月（現行版） |
|---|---|---|
| RAL 060 A2 | 他の材料に対する皮革の定義 (Abgrenzung des Begriffes Leder gegenüber anderen Materialien) | 2012 年 3 月[4] |
| RAL 062 B | 被服用の皮革と革製の衣服 (Bekleidungsleder und Lederbekleidung) | 2005 年 2 月 |
| RAL 063 A2 | サドル用、シート用、鞄用の皮革とその製品 (Sattler-, Polster- und Täschnerleder und daraus hergestellte Lederwaren) | 1954 年 6 月 |
| RAL 064 A | 手袋用の皮革と革手袋 (Handschuhleder und Lederhandschuhe) | 1975 年 11 月[5] |
| RAL 068 A | 化学クリーニング (Chemischreinigung (Trockenreinigung) von Bekleidungsleder, Lederbekleidung und abnehmbaren Lederbezügen) | 1970 年 10 月 |
| RAL 075 A3 | 毛皮製品 (Rauchwaren (Felle zu Pelzwerk) und daraus hergestellte Erzeugnisse (Pelze)) | 2001 年 1 月 |

ii) 他の材料に対する皮革の定義（RAL 060 A2）

RAL の規定において、革（Leder)、本革（Echt(es) Leder）および皮革に関する表現（ナッパ、サフィアン、ヌバックなど）を用いてよいのは、「本来の繊維構造を保ったまま、成体の獣皮や毛皮をなめして製造された材料」のみである 。また、表面に被覆をともなう場合は、上記 2.1.2 の日用品規則の付帯条項 11-3 で定義されているとおり、その被覆層の厚さは 0.15mm を超えてはならない。0.15mm を超過した場合は、被覆革とされる（RAL 060 A2 第 1 項、第 4 項)。

成体の獣皮・毛皮から作られたものではない皮革類似の材料、および、なめされた獣皮・毛皮が細かい断片や粉末などに処理された後に成型加工されたものについては、皮革の種類を示す表示をしてはならない。ただし、ボンデッド・

3 RAL Vereinbarungen: Bezeichnungsvorschriften <http://www.ral-ggmbh.de/ral-vereinbarungen.html>

4 1932 年に初めて定められたもので、その後の状況変化に応じて改定を重ねている。現行版は、DIN EN 15987（2011 年 8 月）および上記 2.1.2 の日用品規則の靴製品に関する概念規定を受けて改訂されたものである。

5 2000 年 12 月に、RAL とドイツ皮革産業連盟により検証され、改訂の必要なしとされた。

レザーと人工革という商習慣上の表記は認められている（第 3 項）。

プラスチックや繊維製品などの、皮革以外の材料と接着・縫合された場合、皮革という表記が認められるのは、皮革が当該製品の使用に際しての表面を構成し、かつ全体の厚さの 80%以上である場合のみである。それ以外の場合は、すべての材料が表記されねばならない。ただし、車のシートや皮張りの家具など、背面が発泡材などで形成されている製品で、その可視面が皮革製で、かつ一般的な厚さを伴っている場合は、例外とされる（第 5 項）。

また、皮革が一部に用いられている製品の場合、皮革を示す表記は、皮革がその製品の構成材料の大部分を占め、かつ使用に際して重要な部分を形成している場合のみ認められる。それ以外の場合は、すべての材料が並記されねばならない（第 6 項）。

なお、RAL 060 A2 に関連し、本革製であることを示す「本革（Echt(es) Leder）」ラベルも、合意規定 RAL 060 A2 に準拠している限り、自己申告で使用することができる。

図表 9

iii) 被服用の皮革と革製の衣服（RAL 062 B）

革製の衣服に関しては、皮革の材料となる動物の種類を表記しなければならない（RAL 062 B、第 3 項）。規定に挙げられている例は、牛、子牛、山羊、ヘアーシープ、羊、子羊、豚、ペッカリー、鹿、ノロジカ、羚羊（アンテロープ）、ヘラジカ、トナカイ、カンガルーである。また、型押しやケバ立て、コーティングなどの加工によって、別種の動物の皮革であるような印象を与える場合には、原材料の動物の種類と似せられた皮革の名前の双方が表記されるか、原材料の動物の種類に加工法が付記される（例：爬虫類革風外観の牛皮、山羊ベロア（ケバ立て）など）（同第 4 項）。

また、洗濯可能の表記に際しては、選択方法の指示が付記されねばならない。当該皮革の洗濯耐性の検査には、変質と色落ちに関する DIN EN ISO 15703 および DIN EN ISO 15702 が適用される。クリーニング可能の表記に関しては、RAL 068 A に準拠する適切な処理と、それに対応する検査で重大な変質が生じないものについてのみ、認められる（同第 5 項）。

iv) 危険物質検査済みマーク

検査は、DIN EN ISO 17025 に準拠してドイツ認定機関（Deutsche Akkreditierungsstelle (DAkkS)）より認定を受けたラボラトリーにおいて行われる。

2011 年 11 月に改訂された検査基準において、主として対象となっているのは、発ガン性のアミンを分離する可能性のあるアゾ染料、六価クロム化合物、トリブチルスズ化合物（TBT）、ホルムアルデヒド、ペンタクロロフェノール（PCP）などである 。REACH 規則における高懸念物質（SVHC）は、製造者責任において 1000mg/kg を超えないことを言明する必要がある 。

v) エコラベル

エコラベルの認定は、DIN ISO EN 17025 に準拠してドイツ認定機関から認定を受けた皮革・タータントラック研究所（Forschungsinstitut für Leder und Kunststoffbahnen e.V. (FILK)） が行っている。基準をクリアして認定を受けると 3 年のあいだ、ラベルを広告表示することが可能となる。認定料は 2,500 ユーロであり、2011 年 12 月から現在までに、ドイツ内外の 6 つの皮革製造業者が認定を受けている 。

①. 運用の所轄機関

i) 連邦食品農業消費者保護省

日用品規定を監督するのは、共和国連邦食糧・農業・消費者保護省である。連邦消費者保護･食糧･農業省は､2001 年 1 月 22 日に連邦食糧･農林業省（BML）改組し、連邦保健省から消費者保護の権限、連邦経済テクノロジー省から消費者政策の権限を譲り受けて、新設された組織である。連邦消費者保護・食糧・農業省には 6 つの局があり、第 2 局が消費者政策を担当している。

ii) RAL

RAL は､もともと 1925 年に納入条件規定国家委員会（Reichs-Ausschuss für Lieferbedingungen）として、国内に流通する製品の技術的条件を統一し、洗練することを目的として､当時の政府およびドイツ経済界によって設立された。その後､1980 年に認定団体として独立法人化し、現在でも技術面からの品質検査を行い、品質保証マーク（Gütezeichen）を認定しているほか、技術情報証明書（RAL-TESTATE）の発行や、合意規則の設定などを行っている。エコラベル認定に関しては、2008 年に担当部門が RAL 公社（RAL gGmbH）として分立した（注 6 参照)。

RAL の組織は、幹部会・執行部、理事会、総会から成る。RAL の独立性と中立性を保証する活動ガイドラインは理事会によって定められているが、この理

事会は、6 つの連邦省庁と、14 の経済・消費者・農業の業界団体の代表者たち、および RAL 総会からの代表（4 団体、任期 4 年）によって構成されており、それぞれが永続的な議席と投票権を持っている 。皮革業界からは、ドイツ皮革産業連盟（Verband der Deutscher Lederindustrie e.V.）が協賛会員となっている 。

②. 拘束状況（強制力、罰則など）

RAL の合意規定が実際の製品表示において遵守されているかということの管理・監督については、RAL は関与していない 。合意規定の実施状況のチェックは、全皮革製品を対象として、ドイツ皮革産業連盟が法律事務所の協力のもとに行っている 。チェックの方法は、皮革製品のカタログおよびインターネット上の販売品情報を監視することであり、市場に出荷済みの製品に対するチェックも組織的なものではなく、部分的にのみ行われる。市場出荷以前に製品表示を認定・監督する仕組みが存在しないため、たとえば本革製であることを示す「本革（Echt(es) Leder)」ラベル（図表 9）も、合意規定 RAL 060 A2 に準拠している限り、自己申告で使用することができる。

合意規定 RAL 060 A2 にに対する違反が見つかった場合、ドイツ皮革産業連盟は当該業者に対してまず違反についての説明を求める。それが拒否された場合は、法的手段がとられる。

## ５．イタリア

### (1) 家庭用品に関する品質表示制度・規定

①. 家庭用品全般についての表示制度・規定の有無

イタリアには、日本の家庭用品品質表示法に該当する包括的な法規はない。商品表示義務の根拠法としては消費法典（Codice del Consumo　2005 年 9 月 6 日付暫定緊急措置令第 206 号とその改正令）があり、表示の義務、最低表示事項と表示法（箇所）が規定されている。

消費法典の第 6 条は、イタリア国内で流通又は販売する製品について、以下の事項を最低表示事項として、識別できる形で明確に表示する義務を規定している。

・製品名称
・製造者名又はブランド名及び本社所在地又は EU 圏内の輸入業者所在地
・原産国が EU 圏外の場合はその国名
・人や物品・環境に害を与える原材料の含有
・製品の特性や品質に重要な関与のある原材料名や製造法

使用上有益でありかつ安全の観点から不可欠な、使用法及び使用上の注意、使用目的の明記 。

表示法（箇所）については、包装上又はラベルに表示することが義務付けられている。第 11 条は上記の明確に識別できる形での表示が包装上又はラベルに表示されていない製品の、イタリア国内における商取引を禁止している。

②. 個別製品の表示制度（皮革製品以外）

i)　繊維製品

EU 規定 DIRECTIVE 2008/121/EC に対応したイタリア国内規制として、委任立法令 1999 年 5 月 22 日付第 194 号がある。本法令の適応範囲は全重量の 80%以上が繊維により構成されている製品であり、組成繊維名は EU 共通の規定に準じた分類名称のみ、明確で誤解の余地なく認識できる記載（略号や一般的に認識度の低い頭文字や番号による表示不可、言語はイタリア語使用）簡単に撤去できない方法で付着（縫い付け又は糸で結びつけるかホチキス止め）での表示を製造者に義務付けている。また、全重量の 80%以上が繊維により構成されている製品であっても、旗や鍋つかみなど、適応を受けない製品の種別も規定されている。

図表 10

ii) 家電製品

DIRECTIVE 2010/30/EU に対応するイタリア国内規定としては、委任立法令 2012 年 6 月 28 日付第 104 号がある。本規定では、適応範囲を「普及度の高い家庭用電化製品限定」から「使用中に電力消費を行うあらゆる家庭用電化製品」へと拡大し、製造者に対し、エネルギーの消費量と消費効率に関して、包装上に目視及び解読可能なラベルや図表示し、専用表記を添付することを義務付けている。

図表 11

(2) 皮革製品に関する表示制度

①. 品質表示制度・規定の有無

皮革製品に特化した品質表示規定として、EU が制定した履物の主要素材の成分表示を指令した DIRECTIVE 94/11/EC があり、これに対応するイタリア国内規定は 1996 年 4 月 11 日付産業・商業・手工業省令と同令関連の改正令で、皮革製品に関しても規定がある。同令の規定による「履物」とは、足を履う用をみたす製品全てを適応範囲とし、サンダルやブーツ、整形靴も含まれる。

皮革の定義については、1966 年に制定された「革と皮、毛皮とそれから派生する用語の規定（§22.5.19 - L. 16 dicembre 1966, n.1112)」が存在していたが、2013 年に入り「革と皮、毛皮とそれらから派生する用語の使用に関する新規定」（§22.5.111 - L. 14 gennaio 2013, n. 8.）が制定されこの新規定にとって代わられる形となった。また、2010 年「繊維製品、皮革、履物の販売に関する規定（LEGGE 8 aprile 2010, n. 55 ）」により、皮革製品・靴履物について、主たる製造国表示が義務化された。

ラベル表示の責任者及び小売業者は、義務表示以外の情報を任意で表示できるが、任意表示は義務表示に追加するものであり、代替とはならない。

②. 制度・規定の内容

i) 1996 年 4 月 11 日付産業・商業・手工業省令と同令関連の改正令

履物及び皮革製品の商取引人が、ラベル表示の作成責任者であり、同製品の小売業者には、店舗内にラベルに使用されるシンボルの提示が義務付けられている。

履物及び皮革製品の表示は、EU 圏内の最終製造者又はブランド保有者の名称又はロゴの表示、これに該当者がない場合は EU 圏内の責任者（輸入者・卸業者など）の名称又はロゴ表示が義務である。(所在地記載は任意)

履物及び皮革製品は、原材料を明記したラベル表示が義務である。各主要部について、表面積の 80%以上を占める原材料の種別を明記し、80%以上に達する原材料を含まぬ場合は、主要原材料最低 2 種を明記しなければならない。

同法が規定する「主要部」とは、アッパー材、裏革及び内底、外底の三部所で、それぞれに EU 圏共通のシンボルが規定されている。

主要部に使用できる原材料は、本革、革張り（革の層が全体の厚みの三分の一以内且つ 0.15 ミリ以上のもの)、繊維、前記以外の原材料であり、それぞれに EU 圏共通のシンボルが規定されている。

原材料の表示には、規定のシンボルのみを使用し、それ以外のシンボルの使用は認められない。文字記載の場合はイタリア語でなければならない（EU 公式言語の併記も可)。

ii) 革と皮、毛皮とそれから派生する用語の使用に関する新規定
従来の定義を国際的な定義に合わせる形で改訂したものであり、コーティングされている部分が0.15 ミリ以下であるといった具体的内容が追記されている。

iii) 繊維製品、皮革、履物の販売に関する規定
本規定では、Made in Italy 表示ができるのは、製造工程の主要部をイタリア国内で行った完成品のうち、製造の最低でも二工程をイタリア国内で行い、その他の行程についても明確な追跡可能性を保証する製品に限るとの規定している。イタリア国内で行われなければならない行程とは、

- 靴履物：製革・アッパー材加工・各部の縫い上げと仕上げ、加工前の使用皮は他国産でも可
- 皮革製品：製革・カッティング・縫い合わせ準備・仕上げ、加工前の使用皮は他国産でも可
- 製革：水付け背割り・なめし・再なめし・染色・加脂・仕上げ

上記のうち二工程である。

上記の法規定の第 1 条最終項の規定は、第 1 条が定めるところの各業種の製品について、Made in Italy の表示規定を満たさない製品については、EU 指令に準じて原産地を記載する義務が生じる。（EU 圏外が主たる製造国である製品については、輸入時に関税の支払い義務が生じる）

なお、イタリアにおける主たる製造国表示の義務化の法制化に関する経緯については、以下のようになっている。

- 原産地表示義務の推移については、イタリアも「虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定」に加盟している。しかし虚偽の表示を防止するのであって、即ち原産地の表示を義務付けることにはならない、というのが現在に至るまでイタリア（及び EU） の対応になっている。
- まず EU 圏内では、イタリアを含む南ヨーロッパ諸国が表示の義務化を推進するのに対し、北ヨーロッパ諸国は義務化に反対の姿勢をとり、対立が見られる。また欧州司法裁判所は度々「域内の個々の国が原産地表示を義務化することは、ある地域への先入観を増長する恐れがあり、経済共同体の精神と相容れない」との見解を示している。
- 原産地の表示が義務ではなかったとはいえ、Made in Italy 製品と Made in China 製品で比較した場合、前の表示がイタリアの消費者に与える信頼感が後者に比較して高いことは事実である。これを悪用して「誤認を生じさせる原産地表示」を行うイタリアの輸入・製造業者がかなり存在

していた。

- ・ 具体的には、輸入業者がイタリア国内にあることを理由とした他国製品の「Made in Italy 表示」、製造工程の大部分が東欧諸国などイタリア国外で行われるにも関わらず「Made in Italy 表示」などである。
- ・ これらの対応と是正を迫られた産業・業種別団体などの働きかけもあり、アジア諸国（特に中国）からの価格競争の脅威にさらされる業種（紡績・繊維・靴履物・皮革製品・製革・革製のソファー）においてのみ、2010 年 3 月にイタリアとしては異例のスピードである 6 ヶ月の審議を経て、ほぼ満場一致で主たる製造国表示の義務化が下院の可決を見た。

iv) 民間団体等による任意の規定

ラベル表示の責任者及び小売業者は、義務表示以外の情報を任意で表示できるが、任意表示は義務表示に追加するものであり、代替とはならない。任意表示を追加したことで、消費者を混乱させるような相反する情報を表示してはならない。表示できる主要な項目として、国内及び EU 圏内の所定機関が承認する品質又は製造工程の認証が挙げられる。

代表的なものは、イタリアタンナー協会（UNIC）が管理し、素材の一定品質と加工工程の規定を経たなめし皮のみに認可される「本革：Vero Cuoio」表示と、「本皮：Vero Pelle」の二種の表示がある。

図表 12

図表 13

③. 運用の所轄機関

国内規定は産業・商業・手工業省の発行であり、ラベル表示の監督は経済発展省の市場・競合・消費者・技術規定監理の部局が所管機関であり、実務的な面は商工会議所が担当し、取締りは財務警察及び警察が、輸出入品の取締りは税関が担当している。

取締り方法は、製造拠点内・倉庫や販売店舗において、ラベルの表示事項の確認を行い、原材料の構成については、所管官庁の認定検査機関において分析を行う。

④. 拘束状況（強制力、罰則など）

繊維及び洋品の違反罰則規定委任立法令1999年第194号の違反表示に対する罰則規定は存在する。また、皮革の定義に反しての皮革製品である旨の表示を行った場合（「革と皮、毛皮とそれらから派生する用語の使用に関する新規定」に違反した場合）は、10,000 から 50,000 ユーロの罰金が処せられる。

履物及び皮革製品の表示義務違反に特化した罰金規定は現在のところ存在しない。誤表記や義務表示のない製品については、是正のために一定期間の猶予を許し、是正されない時は没収される。この際の責任者は製造者であり、時により販売者が責任を問われることもある。消費者は、違反表示の製品の流通や販売について、最寄の商工会議所又は経済発展省の担当部局に直接通報を行うことができる。国外の EU 加盟国の製造者に対する通報としては、RAPEX（EU 緊急警告システム）を利用した加盟国間の迅速な情報交換を行うシステムの利用が可能である。

繊維製品、皮革、履物の販売に関する規定についての罰則規定として、個人への罰金刑は 10,000 ユーロ以上 50,000 ユーロ未満、法人への罰金刑は 30,000 ユーロ以上 70,000 ユーロ未満。再犯以降は 1 年から 3 年の懲役刑となっている。

## ６．フランス

### (1) 家庭用品に関する品質表示制度・規定

①. 家庭用品全般についての表示制度・規定の有無

フランスには日本の「家庭用品品質表示法」に該当するような包括的な法律は存在しない。品質表示は消費者を保護するという認識が強く、それは、消費者への情報提供の義務化によって体現されている。情報提供義務に関する概念は特に 1970 年代以降に大きく発展したが、原則の規定は、判例により形成された「民法」と法律により規定された「消費者法」の二つを根拠に発展してきた。1993 年を機に、消費者保護の関連法令が「消費法典（Code de la Consommation）」に統合されて以降、規定の根拠法は、主として「民法」と「消費法典」である。1905 年 8 月 1 日付けの「製品・サービスに関する不法行為・偽造」法は、品質表示義務の基本原則を規定した最初の法律であるが、幾度かの改正を経て、1993 年の統合時に「消費法典」内に組み込まれた。所轄当局は、経済財政省に属する競争・消費・詐欺防止総局の「DGCCRF」であり、品質表示規制の作成、検査、取締り、または違反行為の摘発と調査等、広範囲で権限が与えられている。

上記以外の表示に関する法律としては、仏語による表示を義務義務付けるフランス語の使用に関する 1994 年 8 月 4 日法（通称トゥーボン法）がある。品質表示に関しては、フランスで流通する全ての商品・サービスの品質・内容表記はフランス語でなければならず、適用対象は、品質表示、仕様書、取扱説明書、包装、請求書、領収書、注文書、広告、カタログ、パンフレット、チラシ、ビラ、タグなどが主である。またそれは文書・口頭・視覚においても同様である。外国語表現をそのまま用いることは、例外を除いて、同一の意味のフランス語が存在する限り認められていない。

②. 個別製品の表示制度（皮革製品以外）

i)　繊維製品

繊維製品の名称及び表示に関するフランス国内法は、2009 年 1 月 14 日に決定された欧州指令「Directive 2008/121」を受け、1998 年 6 月 24 日付けの省令のアネックス I と II を改正する形で、2010 年 9 月 3 日付け省令（注 7）が施行された。当法令は 3 項目からなり、繊維製品の名称・表示および繊維含有量の計算時に用いる基準となる率を定めた。繊維製品の分野では、もう一つ重要な欧州指令がある。1996 年 12 月 16 日に決定された「Directive 96/73/CE」は、バイナリ織物繊維混合物の定量分析に関する指令である。これを受け、フランス国内では、2010 年 7 月 9 日付けの省令として、繊維製品の公式な分析方法を明示した。4 項目からなる法令である。

ii)　家電製品

欧州家庭用電気製品のエネルギー消費表示に関する指令のベースは

「Directive 92/75/EEC」があるが、当指令は 2011 年 7 月 21 日に失効し、それに代わる欧州家庭用電気製品のエネルギー消費表示指令「Directive 2010/30/UE」が、新たに制定された。これまで「Directive 92/75/EEC」に基づいて採択された実施措置は 2010 年 5 月 19 日の「Directive 2010/30/UE」の発効に伴い新たな実施措置が承認されるまで効力を有する。これを反映させたフランス国内法令としては、2011 年 11 月 9 日付け政令 n°2011-1479 号（注10）があり、10 項目からなる法令である。フランス国内の規格化に関する法令としては、2009 年 6 月 16 日付け政令 n°2009-697 号があり、20 項目からなる法令である。

(2) 皮革製品に関する表示制度

①. 品質表示制度・規定の有無

特定製品毎の個別規制は行政令（政令、省令）でこれを定める。皮革製品に関しては、2011 年 2 月 1 日に発効された 2010 年 1 月 8 日付け政令 n°2010-29 号（「皮革製品及び類似製品への消費法典の適用に関する政令」）、と 2010 年 2 月 8 日の省令にて、皮革と合成皮革製品に関する規定が定められている。このほか、履物に関しては、EU の規定 DIRECTIVE 94/11/EC に対応した 1996 年 5 月 30 日付け政令 n°96-477 号があり、「皮革製品及び類似製品への消費法典の適用に関する政令」の除外事項となっている。

2010 年 1 月 8 日の政令による規制の改定は、皮革部門の職業団体である CNC（全国皮革評議会）の発案により、法規制作成担当機関である DGCCRF（競争・消費・詐欺防止総局）が新政令を作成した。この際、CNC は、技術面での実際的作業をコンサルティング会社の CTC グループに委任し、DGCCRF は CTC との間で調整を行いながら新政令案の作成に当たった。

▽CNC 全国皮革評議会

1948 年に設立された皮革部門の職業団体である。生産、加工、製造、流通に携わる 20 の団体（連盟、職業組合）が加入している。

連絡先：

CNC (Conseil National du Cuir)

105, rue du faubourg Saint-Honoré 75373 Paris Cedex 08 France

Tél : +33 (0)1 43 59 05 69　Fax : +33 (0)1 43 59 30 02

HP : http://lemondeducuir.org/

▽CTC グループ：

皮革・靴、繊維・衣料、水/大気/土壌・廃棄物・包装の 3 分野を専門とするコ

ンサルタント、品質検査、認証機関

連絡先：
CTC Groupe
4, rue Hermann Frenkel - 69 367 LYON Cedex 7 France
Tél : +33 (0) 4 72 76 10 10 - Fax : +33 (0) 4 72 76 10 00
http://www.ctcgroupe.com/fr/

②. 制度・規定の内容

i) 皮革製品及び類似製品への消費法典の適用に関する政令

品質表示の基本となる規定は、素材となる皮革の呼称の定義付け、製造業者と販売者に関する情報、皮革（もしくは床革）が使用された家具に関しては動物又は動物の種類と仕上げタイプの表示である。

適用対象は、原料と、半製造品または製造品において、全体もしくは一部に皮革が使用されているか、もしくは皮革と見られる部分が確認できる製品全てが規制の対象になる。また「皮革製品」の定義として「なめし処理が施された獣皮・毛皮で、本来の繊維構造と表面を、全体もしくは一部でも保持しているものを材料として使用された製品全般」としているが、対象となる範囲は非常に広く、範囲の定義付けが難しい。なお、当規定は EU 加盟国および欧州経済領域協定を結ぶ国と、トルコで合法的に製造または流通している製品に関しては適用されない。他方、皮革製品及び類似製品でも、表示義務が個別に規定されている製品区分もあり、それは、身体防護用具（欧州指令 89/686/CE を適用）と靴（欧州指令 94/11/CE を適用）である。

1986 年政令は「素材の呼称」「動物の種類の表示」「仕上げのタイプ」の 3 点を柱としていたのに対して、新政令はこの 3 点に加えて「皮革表面の状態」についての表示を導入した。これにより消費者に対する情報提供度がより高まり、さらに絵文字（任意）の添付により視覚的に認知度を高める工夫も導入された（図表 16 を参照）。

- 本革（Cuir）と床革（Croûte de cuir）を区別して明示すること（靴については区別する必要がない）。
- 動物自体ではなく、動物の「種」を優先して表示。
- なめし作業に手間をかけた「セミアニリン仕上げ」は、「製品に価値を与える表示（mention valorisante）」として、製品の付加価値を高める。仏における関連法規の基本概念の一つ」として導入。
- 素材、製造・販売両者の名前、動物（動物の種類）、仕上げのタイプを表

示。

- カタログ・パンフレットについての表示規定を明記。
- 旅行用品及び家具を除き、製品の外側部分だけが表示の対象となる。
- 適用省令により絵文字のリストを掲載（図表 14 を参照）

**図表 14**

皮革・類似製品の表示項目リスト（義務 or 任意の区別）

（×=義務　○=任意　△=存在するなら義務）

| | **原料、半製造品、製造品** | | **旅行用品** | **家具** | |
|---|---|---|---|---|---|
| 対象となる製品 | 皮（全体、一部もしくは皮とみられる部分がある） | 全体が床革でできた製品 | | 皮（全体、一部もしくは皮とみられる部分がある） | 全体が床革でできた製品 |
| 対象となる部位 | 外側部分 | | 外側部分と裏地 | 椅子の背面も含めた可視面全て | |
| 名称／会社名／ブランド名と DGCCRF から交付された識別番号 | × | | × | × | × |
| 素材の名称 | × | × | × | × | × |
| 絵文字 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| クレインワックス仕上げ/グレイン加工（イミテーション又は風合い） | △ | △ | △ | △ | △ |
| 動物又は動物の種類の表示 | × | | 外側部分のみ | × | |
| 表面の状態 | | | | × | |
| 仕上げのタイプ | | | | × | × |

出所）CTCGroup

**図表 15**

皮革および類似品の呼称（使用できる呼称）

| 素材の呼称 | 動物の種類の呼称 |
|---|---|
| -本皮（皮革）<br>-床革<br>-皮繊維が皮革以外の材料と接着または結合され（特にゴム素材で）構成された合成皮<br>-人工皮革<br>-繊維<br>-その他の材料 | -牛<br>-山羊<br>-馬<br>-羊<br>-豚<br>-その他の種類（正確さを証明できるのであれば、動物の呼称も使用することができる）：雌の子牛、子牛、水牛、雄牛、山羊、子ヤギ、馬、子馬、羊、小羊、豚、ペッカリー、等。 |
| **銀面の状態** | **仕上げのタイプ** |
| -特色をそのまま生かしている<br>-軽く研磨がかけられている<br>-ケバ立て加工されたもの | -素上げ仕上げ（仕上げ加工無し）<br>-アニリン（染料）仕上げ<br>-ピグメント（顔料）仕上げ<br>-スウェード（ヌバック）仕上げ<br>-表面コーティング<br>-セミアニリン仕上げ（付加価値をあげる仕上げとして） |

出所）CTCGroup

**図表 16**

皮革製品及び類似製品の絵文字のリスト

| 絵文字 | 呼称 | 材料の説明にも利用できる |
|---|---|---|
| | 皮革 | 皮革 |
| | 表面コーティングが施された皮革 | 表面コーティングが施された皮革 |
| | 床革 | 床革 |
| | 床革で表面コーティングが施された皮 | 床革で表面コーティングが施された皮 |
| | 繊維 | 繊維 |
| | その他の材料 | -皮繊維が皮革以外の材料と接着または結合され（特にゴム素材で）構成された合成皮革<br>-エラストマー<br>-人工皮革<br>-その他の材料 |

出所）CTCGroup

ii)　1996 年 5 月 30 日付け政令 n ° 96-477 号

靴における表示規制は、欧州指令 94/11/CE の他にフランス国内法として、1996 年 5 月 30 日付け政令 n°96-477 号（がある。靴を構成する主要各部（図表 17 を参照）について、表面積の 80%以上を占める材料に関して、その種類の明記し、80%に満たない場合は、主要材料の最低 2 種類を明記する。

**図表 17**

靴の構成

| 甲皮 | 内張りおよび中敷 | 低材 |
|---|---|---|
| 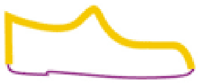 | 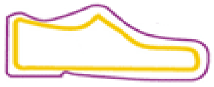 | |
| 甲皮とは靴の表面部分から低材部と固定される部分までを指す | 靴の内部全体を構成する、中内張りと敷き | 甲皮に固定された底面部。摩耗する部位 |

出所）フランス履物連盟（Fédération Française de la Chaussure）

**図表 18**

靴の材料表示方法

材料の名称又はそれを示す絵表示でEU域内共通である。甲皮として使用する材料、内張り及び中敷として使用する材料、底材として使用する材料。材料は「皮革」「表面コーティングの施された皮革」「繊維」「その他の材料」の 4 種類のみ。

| 絵文字 | 呼称 | 定義 |
|---|---|---|
| | 皮革 | なめし処理が行われた獣皮・毛皮で元々の繊維構造を保持しているもののうち、表面コーティングや貼り合わせた表皮が 0.15mm を超えないものの総称 |
| | 表面コーティングが施された皮革 | 表面コーティングもしくは表皮が 0.15mm を超えるが、全体の 1/3 以下であるもの |
| | 繊維 | 化学繊維、不織布など |
| | その他の材料 | 動物の種類の表記は義務ではない |

出所）フランス履物連盟（Fédération Française de la Chaussure）

③. 運用の所轄機関

フランスでは、経済財政省内の DGCCRF（競争・消費・不法行為取締総局）が、品質表示全般の所轄当局である。品質表示規制の作成、検査、取締りは、DGCCRF がこれを総合的に担当しており、従って、皮革製品についても DGCCRF が担当当局となる。

主な任務は、(1) 市場の適切かつ公平な機能の保証 (2) 消費者の利益の保護 (3) 違反行為の摘発・調査である。また、商品販売において消費者を欺く行為である詐欺（fraude）や、変造（falsification）に関しても消費法典上規定が設けられおり、DGCCRF に調査権限が与えられている。

また、DGCCRF の地方出先機関として、主に消費・不法行為取締を担当する、DDPP（県住民保護局）と DDCSPP（県社会結合・住民保護局）は各県（département）に存在する。競争を主に担当する地方出先機関は、DIRECCTE（地方企業・競争・消費・労働雇用局）でありこちらは各地方（région）に存在する。DIECCTE（海外県・領土企業・競争・消費・労働雇用局）は海外県もしくは海外領土に存在する。

④. 拘束状況（強制力、罰則など）

違反行為に対しては刑事罰が科せられる(L.213-1 条と L.213-6 条)。

## 7．中国

### (1) 家庭用品に関する品質表示制度・規定

①. 家庭用品全般についての表示制度・規定の有無

品質表示全般に関する法律として、中華人民共和国製品品質法に基づく製品表示記載規定がある。

本規定は、製品表記をより規範化し、また企業が正確に製品の標識を表示し、製品の品質を明確に示し、企業やユーザー、消費者の合法的権益を保護するために、技術監督局が制定したものである。

本規定が称する製品標識は、製品及びその品質、数量、特徴と使用方法を識別するための各種の表記の総称である。製品標識は文字、符号、数字、模様及びその他の説明物などで表示する。

②. 個別製品の表示制度（皮革製品以外）

i) 繊維製品

繊維製品については、以下のような表示の規定がある。

- FZ/T 01049-1997 による純綿製品(pure cotton)の表示の規定
- FZ/T 20005-1993 による羊毛紡績の純毛と混紡製品の表示規定
- FZ/T 10010-1993 による綿及び化学繊維の純紡・混紡プリント布の表示・包装の規定

### (2) 皮革製品に関する表示制度

①. 品質表示制度・規定の有無

皮革製品の品質表示については、本物の革製品であることを証明するラベリングとして、「GenuineLeatherMark（真革表示）」がある。本ラベルは中国皮革協会が管理するラベルでありある。中国皮革協会が中国工商行政管理総局で登録した証明標識であり、国際登録も行われている。

本ラベルでは、消費者に当該本革製品が以下のような条件に適することを証明する。第 1 に、同製品が天然本革によって作られたこと。第 2 に、良質であること。第 3 に、良いアフターサービスが受けられること。中国皮革協会は第三者の中立的な立場より、本革製品に対し責任を負うことが明記されている。

図表 19

出所）中国皮革協会

②. 制度・規定の内容

本革標識は中国国家工商行政管理総局により登録を受けた証明商標であり、本革製品の材料、品質、サービスを証明する標識である。法律上保護されるとともに国際登録も行われている。製品の材料、品質およびアフターサービスが基準に達するか否かを根拠とし、中国皮革協会は皮革製品の製造企業の申請を受け入れ、審査を経て基準に達し、また本革標識使用協議書を契約した後に申請企業が本革標識を製品につけることができる。

なお、本革標識製品の条件として、本革標識規約「第二章　本革標識製品の条件」には、以下のように定められている。

- 第六条　本革標識は天然皮革、毛皮によって作られた製品、すなわち皮靴、スニーカー、革衣料、革ケース、革バッグ、革ソファーなど各種の革製品に適用する。上記の製品はすべて皮革製品と呼ぶ。
- 第七条　中国人民共和国国内で法律に従って登録し、民事責任を独立に担当することができ、皮革製品の生産・経営活動に従事する企業は中国皮協に本

革標識の使用許可を申請することができる。

- 第八条　本革標識は本革で良質な製品の標識であり、標識ラベルを付けるには以下の条件を有しなければならない。

  1. 本革標識製品に使われた主な素材は天然本革や天然毛皮である。部分的に他の材料を使うことができるが、使用面積は『本革標識製品規範』の規定を超えてはならない。

  2. 本革標識の制作過程にこだわり、中高級品であること。

  3. 本革標識製品の品質は関連する国家標準、業界標準および『本革標識製品規範』の規定に要求されたレベルに達する。

  4. 本革標識製品が使われた原材料が国家の環境保護の要求に達する。

- 第九条　本革標識ラベルを付けることが許可された皮革製品の製造企業は以下の条件を有しなければならない。

  1. 二年以上の生産・経営の経験を持つ。
  2. GB／T19001－2000（idtISO9001：2000）の標準的、有効である品質管理システムを持つ。
  3. 有効なアフター・サービスシステムを持つ。
  4. 標識ラベルを申請した製品について、規定された生産量に達する。
  5. 優れた製造工程や検査手段を持つ。
  6. 国家の関連法律・法規を厳格に遵守し、従業員に対し国家が規定した合法的権益、労働による所得、福利厚生および社会保障を与え、健康的かつ安全な職場環境を提供する。
  7. 他人の知識財産権や消費者権益を尊重し、誠実さや信頼をもとに、公平な競争環境と市場秩序を守る。

- 第十条　本革標識を付けることが許可された企業について、その製品は理由があって中国皮協に本革標識の使用権が取り消された場合、原則として三年以上の整理・改革の期間を経て、製品の品質が本規約の第八条、第九条の規定に達した後、本革標識を再度申請することが可能になる。ただし、同一申請期間、同一類製品に対し、その申請回数は二回を超えてはならない。

③. 運用の所轄機関

ラベルの運用は、中国皮革協会によってなされている。関連団体として、国家皮革製品品質監督検査センターと国家靴類品質監督検査センターがある。

中国皮革協会は国家工商行政管理総局、国家品質技術監督検査検疫総局の指導や監督を受けラベルの運用を行っている。中国皮革協会は本革標識製品の審査、実施業務を全面的に担当し、評議・審査や実施業務において第三者機関としての公正性を持たせている。

同協会は、中国での皮革工業生産と経営システム、すなわち製革、製靴、皮衣、箱包、皮件、皮製スポーツ用品、毛皮およびその製品、皮革化学工材料、皮革機械、皮革用金物、靴用材料などをもとに、企業（生産と経営）、事業（社団、研究院・所、院所など）機関など自由参加によって形成された全国的社会団体法人である。1988 年に設立、現在会員数 1,300 余り。

連絡先：王 娟
住　所：北京市東長安街 6 号
郵便番号：100740
電　話：010-65260619
URL：www.chinaleather.org
E-mail：wj@chinaleather.org

中国皮革協会は本革標識の最高審査と政策決定の機関とされており、『本革標識章程』および各種の業務条例の制定・改訂を担当し、本革標識の製品の申請に対し総合的審査を行い、重大な偽製品の案件の調査およびその他の関連問題への決定を行うことが求められている。

中国皮革協会の本革標識弁公室は、本革標識日常業務の常設部門である。本革標識弁公室が中国皮革協会の政策決定を執行し、本規約の具体的な実施や申請機関の形式的審査を担い、訪問や問い合わせへの対応、公文書やデータなどの管理を行っている。このほか、本革標識ラベルの印刷、発行、管理および各種の費用決済を、本革製品に関する紛争事件の調整、本革標識製品に対する全方位的動態的審査、本革標識製品の日常的審査や年度審査制度の設計、などの業務を担当する。

中国皮革協会本革標識製品評審委員会は、本革標識製品の技術評定・審査および問い合わせの部門である。本革標識製品評審委員会は、国家および業界の関連基準、また『本革標識製品規範』の規定に従い、技術評定・審査、仲裁、問い合わせなどを行う。地方関連部門は中国皮革協会の委託を受け、専門家による本革標識の申請企業に対する実地的調査を行い、委員の資格確認および研修は中国皮革協会が担当している。

国家皮革製品品質監督検査センターと国家靴類品質監督検査センターは、中国皮革協会の委託を受けた本革標識製品の指定検査機関である。本革標識製品の品質監督検査計画は中国皮革協会によって統一的に制定されている。

＜国家皮革製品品質監督検査センター＞

旧国家品質技術監督局の認可を受け、1987 年に設立された。同センターの検査業務は、中国合格評定認可委員会（ＣＮＡＳ）および国家品質監督検査検疫総局の監督・管理、指導を受ける。

業務内容：国家品質監督検査検疫総局や工商管理部門と共同で、皮革製品の抜き取り調査を行う；製造企業から委託された皮革製品、皮革、毛革、皮革化学材料の品質に関する検査を行う；消費者、消費者協会、裁判所、工商、技術監督なども部門向けに、皮革、毛革、皮革製品の品質に関する苦情やもめごとの仲裁（輸出製品を含む）の検査を行う。全国各級の検査機関および企業を向けに品質検査人員の技術研修を行う。

連絡先：田慶国（携帯：13681569828）
翁以炤（携帯：13901125447）
住所：北京市朝阳区将台西路 18 号
郵便番号：100015
電　話：010－64337784
ＦＡＸ：010－64337789；64362595
E-mail：clftc@yahoo.cn

※参考ＵＲＬ：http://www.china-lstc.cn/index.php?id=410

＜全国皮革工業標準化技術員会（秘書処）、全国毛皮製革標準化センター＞

全国皮革工業標準化技術員会と全国毛皮製革標準化センターは全国皮革工業標準化技術の制定組織である。全国皮革工業の標準化を担当し、国際標準化組織 ISO/TC 120 が中国での技術一本化機関である。国家標準管理委員会および中国軽工業連合会の指導と管理を受ける。

業務範囲：皮革、毛皮、箱包皮件、皮革（毛皮）服装、皮革五金（金物）、皮製球、皮革化工など。

業務内容：全国皮革工業標準化技術員会は国家標準化管理委員会、中国軽工業連合会に皮革工業標準化の方針、政策、技術措置に関する提案を行う；皮革工業国家標準および業界標準の制定および改正に関する計画と年度計画の提案を行う；国家標準や業界基準の制定と改正に取り組み、公布された国家標準や業界標準を定期的に見直し、確認・修正・補足および廃止の提案を行う；標準的な技術レベルに対し審査の最終意見を出し、強制的標準あるいは推薦的標準の提案を行う。その他の業務として以下のようなものがある。

- 皮革業界の国家標準と業界標準の宣伝、実行と解釈の取り組み
- 技術のコンサルティングや標準化成果の審査に関する業務

- 国務院標準化行政主管部門向けに標準化成果の奨励項目の提案
- 製品品質監督検査、認定、評価の業務において、製品品質標準レベルの評価を担当

※参考ＵＲＬ：http://www.china-lstc.cn/index.php?id=438

④. 拘束状況（強制力、罰則など）

本革標識規約には、罰則等について以下のように明記されている。

- 第三十七条　本革標識は関連法律の保護を受け、詐称などの侵害行為が発生した場合、中国皮革協会は調査を実施し、証拠を集め、起訴を行う。また告発の機関や個人を奨励する。
- 第三十八条　すべての機関に対し、本革標識を模造する行為が発見された場合、中国皮革協会は『商標法』の規定に従い、工商行政管理部門に報告し、法律によって処罰する。
- 第三十九条　本革標識の使用機関は、『製品品質法』の規定を違反した場合、中国皮革協会は当該機関と契約した「本革標識使用協議書」を中止する権利をもつ。
- 第四十条　本革標識の使用機関は、本規約第五章の規定を違反した場合、中国皮革協会は検査の強化、ラベル付けの停止、協議の解除さらに訴訟など多くの方法を取ることができる。